

○無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる基幹放送局を定める件（昭和二十四年郵政省告示第五百九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>○無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる基幹放送局及び地上一般放送局を定める件 (昭和二十四年七月十三日) (郵政省告示第五百九号)</p> <p>無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号） 第一百三十八条第一項ただし書の規定により、呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる放送局を次のとおり定める。</p> <p>一五 (略)</p>	<p>○無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる基幹放送局を定める件 (昭和二十四年七月十三日) (郵政省告示第五百九号)</p> <p>(同上)</p>
六 エリア放送を行う地上一般放送局	一五 (同上)